

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1136号

インフルエンザ

定期予防接種のお知らせ

令和6年度におけるインフルエンザ予防接種について、左記のとおり実施します。この予防接種は発症や重症化を防ぐことと有効と報告されています。接種を希望される方は、12月中旬頃までインフルエンザの一般的な流行期前)に予防接種を受けましょう。

【対象者】

本山町に住民登録がある方で、接種を希望しており、接種日時点で左記①又は②に該当する方

① 65歳以上の方

② 60歳から64歳までの方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、及び上下免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

【接種回数】 左記の実施期間中に1回のみ

【実施期間】 令和6年10月1日(火)～

令和6年12月31日(火)

※医療機関の休診日を除く

【実施機関】 県下委託医療機関

【申し込み方法】

希望の医療機関に事前に接種日時等をご確認の上、健康保険証を持参し、接種を申し出てください。

※医療機関により、予約制の場合があります。

【接種料金(自己負担金)】 1,100円

・公費負担で接種できるのは、実施期間中1回のみです。

・生活保護を授けられている方は、自己負担金が免除になりますので、健康福祉課または本山町福祉センターで免除申請をしてください。

・接種後の免除申請は受付できませんので、接種前に必ず手続きを行ってください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 電話70-11000

新型コロナウイルス

定期接種のお知らせ

新型コロナウイルスの全額公費による特別臨時接種は令和6年3月31日で終了しました。令和6年度における新型コロナウイルス予防接種について、左記のとおり実施します。この予防接種は発症や重症化を防ぐことと有効と報告されています。

【対象者】

本山町に住民登録がある方で、接種を希望しており、接種日時点で左記①又は②に該当する方

① 65歳以上の方

② 60歳から64歳までの方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、及び上下免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

なお、定期接種の対象者以外の方は任意で接種できます(自費)。

【接種回数】 左記の実施期間中に1回のみ

【実施期間】 令和6年10月1日(火)～

令和7年1月31日(金)

※医療機関の休診日を除く

【実施機関】 県下委託医療機関

【申し込み方法】

希望の医療機関に事前に接種日時等をご確認の上、健康保険証を持参し、接種を申し出てください。

※医療機関により、予約制の場合があります。

【接種料金(自己負担金)】 3,300円

・公費負担で接種できるのは、実施期間中1回のみです。

・生活保護を授けられている方は、自己負担金が免除になりますので、健康福祉課または本山町福祉センターで免除申請をしてください。

・接種後の免除申請は受付できませんので、接種前に必ず手続きを行ってください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 電話70-11000

※なお、インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスは同時接種が可能です。希望される場合は、接種医師にご相談ください。

また、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症ともに、個人の感染予防行動が重要です。左記の行動を心がけ、一人ひとりが感染対策に努めるようにしましょう。

◆ウイルスをもらわない、うつさない

・こまめに石鹸で手洗い、うがいを行う(アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です)

・室内の湿度を50～60%に保つ

・人混みを避け、外出する際にはマスクを着用する

◆体に抵抗力をつける

・バランスのとれた食事や食後ゆわゆるジュン

・十分な休養をとり、疲労を避ける

・過度に厚着をしない

・適度な運動をする

【問い合わせ先】 健康福祉課 電話70-11000

乳幼児等医療費受給者証の

更新申請について

乳幼児等医療費助成制度は、乳幼児等の医療費の一部を助成することにより保健の向上と福祉の増進をはかることを目的としています。

現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」は、1歳から就学前のお子様については有効期限が、一部を除き9月30日までになります。10月1日以降は使用できなくなりますので、9月30日（月）までに更新申請をしていただきますようお願いいたします。

【申請に必要な書類】

①乳幼児医療費受給資格認定（更新）申請書（子ども1人につき1枚記入）

②健康保険証（お子様の名前の入っているもの）
※なお、現在乳幼児医療費の助成を受けている方には、役場から申請書を送付します。
詳しいことは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76-2115



ツツガムシ病の増加と

対策についてのお知らせ

【ツツガムシ病とは】

病原体を保有したツツガムシの幼虫（タニの一種）が人に吸着するなどで感染し発病します。症状としては、発熱、頭痛・筋肉痛、全身のだるさ、リンパ節が腫れる、発疹、中心が黒ずんだ赤い差し口（Q1～Q3）等があります。

【県内の発生状況】

例年（令和元年～令和4年は各1～5件）と比較し、令和5年に11件と急増しています。そのうち10件の感染地域が嶺北地域（本山町・大豊町）となっています。

【発生時期と感染者の傾向】

秋から冬にかけて増加しています。感染者には高齢者が多く、農作業や畑仕事をされている方がツツガムシと接触し感染する傾向があります。

【予防と治療】

①予防可能なワクチンはなく、ツツガムシの吸着を防ぐことが大切です。

- ・屋外で活動する際は、肌の露出が最小限となるよう、長袖、長ズボン、手袋などをしてしましょう。
- ・防虫スプレーの使用も効果的です。
- ・野山などに行った後はすぐに入浴し、良く体を洗い、着替えますように。また着替えた物は、すぐに洗濯しましょう。

②治療は、早期に医療機関を受診して、適切な抗菌薬を服用することが極めて重要です。

【問い合わせ先】

中央東福祉保健所 健康障害課
電話 08867-53-0207

令和6年度複十シール募金のお願い

結核は、世界で年間約1060万人が発症し、約130万人が亡くなっています。日本で7年間1万235人が発症し、664人が亡くなっています。

現代の日本では、高齢者と外国生まれの患者の結核が大きな課題となっています。高齢になると咳やタンといった自覚症状が乏しくなり、結核だとすぐに分らないことがあります。

最初は風邪に似た症状で始まりますが、「タンがからむ咳」「微熱」「身体のだるさ」が2週間以上続いた場合は早めに医療機関を受診しましょう。「結核のない世界」をつくるための活動費として複十シール募金に取り組んでいますので、ご協力をお願いいたします。

【複十シール運動の目的】

結核を中心とした胸の病気をなくし、健康で明るい社会を作ること

【募金の使い道】

- ・国際協力として開発途上国への結核対策援助
- ・全国の結核予防団体の活動費
- ・結核や肺がん、慢性閉塞性肺疾患などの普及啓発
- ・呼吸器疾患の研究・調査

【問い合わせ先】

健康福祉課（本山町健康づくり婦人会事務局）
電話 70-10600

依存症相談会のお知らせ

依存症によるトラブル、悩み、心配事についての相談会を実施します。ご本人、ご家族、どなたでもかまいません。相談は無料、秘密は厳守いたします。

なお、相談は事前予約制です。相談日の1週間前までにご予約下さい。

【日時】10月16日（水）午後1時～午後3時
12月18日（水）午後1時～午後3時

【場所】本山町保健福祉センター 相談室

【相談費】

高知県断酒新生活会嶺北支部

依存症予防教育アドバイザー 橋本和明

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600

秋の全国交通安全運動について

9月21日（土）～9月30日（月）まで、秋の全国交通安全運動が実施されます。この運動は、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、一人ひとりが道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進する「ドライバーズ、交通事故を防止するために実施していきます。重点目標は次のとおりです。

重点目標

- ① 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進（飲酒運転等の根絶）
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【問い合わせ先】総務課 電話 76-22223

全国のアイヌの方々からの

様々なご相談をお受けします

（公財）人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々のお悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。お気軽にご相談ください。

- ・相談は無料です。
- ・匿名でもかまいません。
- ・秘密は厳守します。

【受付】

月曜日～金曜日

※祝日、12月29日～1月3日を除く

【時間】

午前9時～午後5時

【問い合わせ・相談先】

F105-0012

東京都港区芝大門2-10-12

KDX芝大門ビル4階

（公財）人権教育啓発推進センター

電話 0120-771-2200

FAX 03-5771-1000

ホームページ <http://www.jinken.or.jp/>

※本相談事業は（公財）人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業による実施するものです。

入園式や入学式のために

子の看護等休暇制度が

利用できるようになります

「子の看護休暇」は名称が「子の看護等休暇」となり、取得事由に入園式・卒園式等を追加、子が小学3年生修了まで利用できるようになります。また、所定外労働の制度（残業免除）については「3歳に満たない子」から「小学校就学前の子」を養育する労働者に対象が拡大されます。また、介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務となります。令和6年11月からはフリーランス・事業者間取引適正化法等が施行となり、フリーランスの方が安心して働ける環境の整備もすすめられます。詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ・相談先】

高知労働局雇用環境・均等室

電話 088-8805-0041

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



米軍機低空飛行の目撃情報を

お寄せください

近年、町内上空で米軍機とみられる機体の目撃情報が急増しており、住民の皆さまから恐怖や不安を感じているこの声が多数寄せられています。そのため、町では、目撃情報を収集し国等へ申し入れを行っていただくよう、速やかに県へ報告するよう呼びかけています。

本山町ホームページに「米軍機目撃情報入力フォーム」を作成していますので、米軍機の低空飛行を目撃された方は、入力フォームから情報をお寄せください。併せて、低空飛行の様子を写真や動画で撮影されましたらご提供ください。

【入力項目】

- ・目撃口
- ・時間
- ・場所
- ・機種
- ・機数
- ・飛行高度
- ・飛行方向

※目撃口及び時間のみ必須項目としておりますので、分かる範囲で情報を入力してください。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22233
本山町ホームページ
<https://www.town.motoyamakochi.jp>

意見箱を設置しています

本山町では、町民の皆さまに満足いただける行政サービスの向上や提提を目標として「意見箱」を設置しています。

お気づきの点がございましたら、所定の用紙にご記入の上、意見箱に投函してください。また、町のホームページからも意見を寄せられることができます。ご意見をお聞かせください。

【設置場所】4箇所

- ・役場1階住民生活課前
- ・役場2階まちづくり推進課前
- ・役場3階市民ホール北側
- ・プラチナセンタール入口付近

【問い合わせ先】総務課 電話 76-22233

【窓口便り】8月末

人口総数 3,151人

男 1,495人 女 1,656人

(前月比 13人減)

世帯数 1,776世帯(前月比 5世帯減)

前年度8月末現在人口 3,232人

出生 2人(男1人女1人)

死亡 10人(男2人女8人)

お名前 世帯主 年齢 地区

高井 人三 高井 宏典 71歳 一区

川村 祐奈 川村 啓太 40歳 四区

高井 恵美子 本 人 96歳 四区

大久保 八枝 大久保 美鋭 79歳 古田

外 6名

カレンダー

10月		11月	
1 火	英会話教室(一般)	17 木	行政相談日、古紙・ペットボトル回収日
2 水		18 金	民事・家事相談日
3 木		19 土	
4 金	公開講座「夜学2024」第7回講座	20 日	
5 土		21 月	英会話教室(中・高生)
6 日		22 火	大石地区地域交流会、英会話教室(一般)
7 月	英会話教室(中・高生)	23 水	
8 火	英会話教室(一般)	24 木	消費生活相談日
9 水		25 金	
10 木		26 土	
11 金		27 日	土佐の豊穰祭in嶺北
12 土		28 月	
13 日		29 火	胸部(レントゲン)検診
14 月	スポーツの日	30 水	
15 火	特設人権相談所開設日	31 木	吉野公民館開館日、住民税・国保税第3期納期限、介護・後期第4期納期限
16 水			

※検診、健康相談等の問い合わせは、健康福祉課(TEL70-1060)まで。

※納税に関する問い合わせは、住民生活課 税務班(TEL76-2115)まで。

※夜間、土・日・祝日の問い合わせは、守衛室(TEL76-2113)まで。